

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

- 手続名 : 自家用廃油処理施設の廃油処理実績報告書
手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第48条
手続対象者 : 自家用廃油処理施設設置者
提出時期 : 毎年6月30日まで
提出方法 : 廃油処理実績報告書を作成し、地方運輸局総務部総務課、神戸海運監理部総務課又は沖縄総合事務局運輸部海運第一課に提出してください。
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし
申請書様式 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規第6号様式
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省港湾局環境・技術課 03 - 5253 - 8111
内線46653
- | | |
|------------------|------------------|
| 北海道運輸局（小樽）総務部総務課 | 0134 - 23 - 4211 |
| 東北運輸局総務部総務課 | 022 - 299 - 8851 |
| 新潟運輸局総務部総務課 | 025 - 244 - 6111 |
| 関東運輸局総務部総務課 | 045 - 211 - 7204 |
| 中部運輸局総務部総務課 | 052 - 952 - 8002 |
| 近畿運輸局総務部総務課 | 06 - 6949 - 6404 |
| 神戸海運監理部総務課 | 078 - 321 - 3141 |
| 中国運輸局総務部総務課 | 082 - 228 - 3434 |
| 四国運輸局総務部総務課 | 087 - 825 - 1171 |
| 九州運輸局（北九州）総務部総務課 | 093 - 332 - 8081 |
| 沖縄総合事務局運輸部海運第一課 | 098 - 866 - 0064 |

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -